

横浜市資産指令第5038号
令和4年11月22日

許可番号 第05620003456号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市中区山下町105番地

氏名 武松商事 株式会社
代表取締役 金森 和哉 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中 竹春



許可の年月日

令和2年12月1日

許可の有効年月日

令和9年11月30日

1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 溶融：廃プラスチック類 以上1種類
(2) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市磯子区新磯子町10番4外1筆

処理施設の概要

- (1) 溶融1施設 1基 (1.78 t/日)
設置年月日：平成25年8月9日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (2) 破碎施設 1基 (139.03 t/日)
設置年月日：平成22年4月16日 許可年月日：平成21年11月16日
許可番号：10298
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
- (3) 溶融2施設 1基 (1.8 t/日)
設置年月日：令和4年10月31日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- (4) 溶融3施設 1基 (1.8 t/日)
設置年月日：令和4年10月31日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

3. 許可の条件

- (1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、238.60m³以内とする。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元 年 1 1 月 1 日 新規許可

令和 2 年 1 2 月 1 日 更新許可

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無